

労働者協同組合法

～令和4年10月1日、労働者協同組合法が施行されました～

厚生労働省 雇用環境・均等局
勤労者生活課 労働者協同組合業務室

労働者協同組合法とは



労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

昨年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

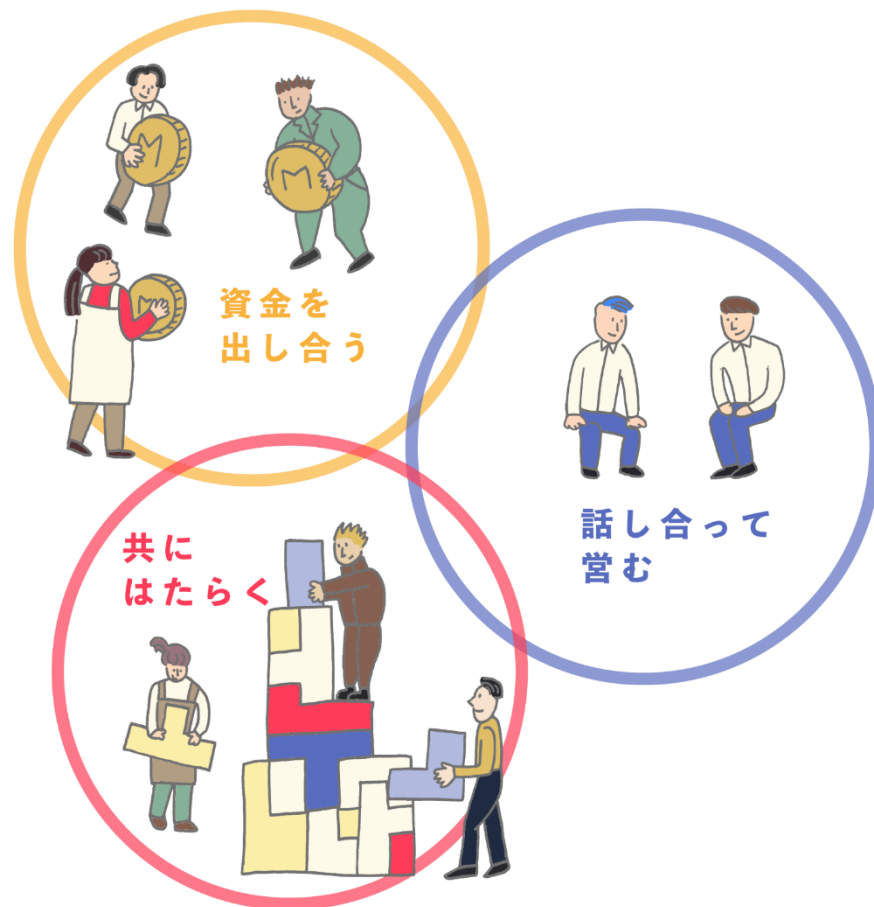
この法律では、労働者協同組合は、
以下（1）から（3）の基本原理に従い、
持続可能で活力ある地域社会に資する事業を
行うことを目的とするよう定めています。

基本原理

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



(参考) 労働者協同組合法の全体像①

労働者協同組合法は全189条に及ぶ条文で構成された法律です。

労働者協同組合法 目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 労働者協同組合

第一節 通則 (第二条—第六条)

第二節 事業 (第七条・第八条)

第三節 組合員 (第九条—第二十一条)

第四節 設立 (第二十二条—第二十八条)

第五節 管理

第一款 定款等 (第二十九条—第三十一条)

第二款 役員等 (第三十二条—第五十条)

第三款 決算関係書類等の監査等 (第五十一条—第五十三条)

第四款 組合員監査会 (第五十四条—第五十七条)

第五款 総会等 (第五十八条—第七十一条)

第六款 出資一口の金額の減少 (第七十二条—第七十四条)

第七款 計算 (第七十五条—第七十九条)

第六節 解散及び清算並びに合併 (第八十条—第九十四条)

第二章の二 特定労働者協同組合 (第九十四条の二—第九十四条の十九)

第三章 労働者協同組合連合会 (第九十五条—第一百二十三条)

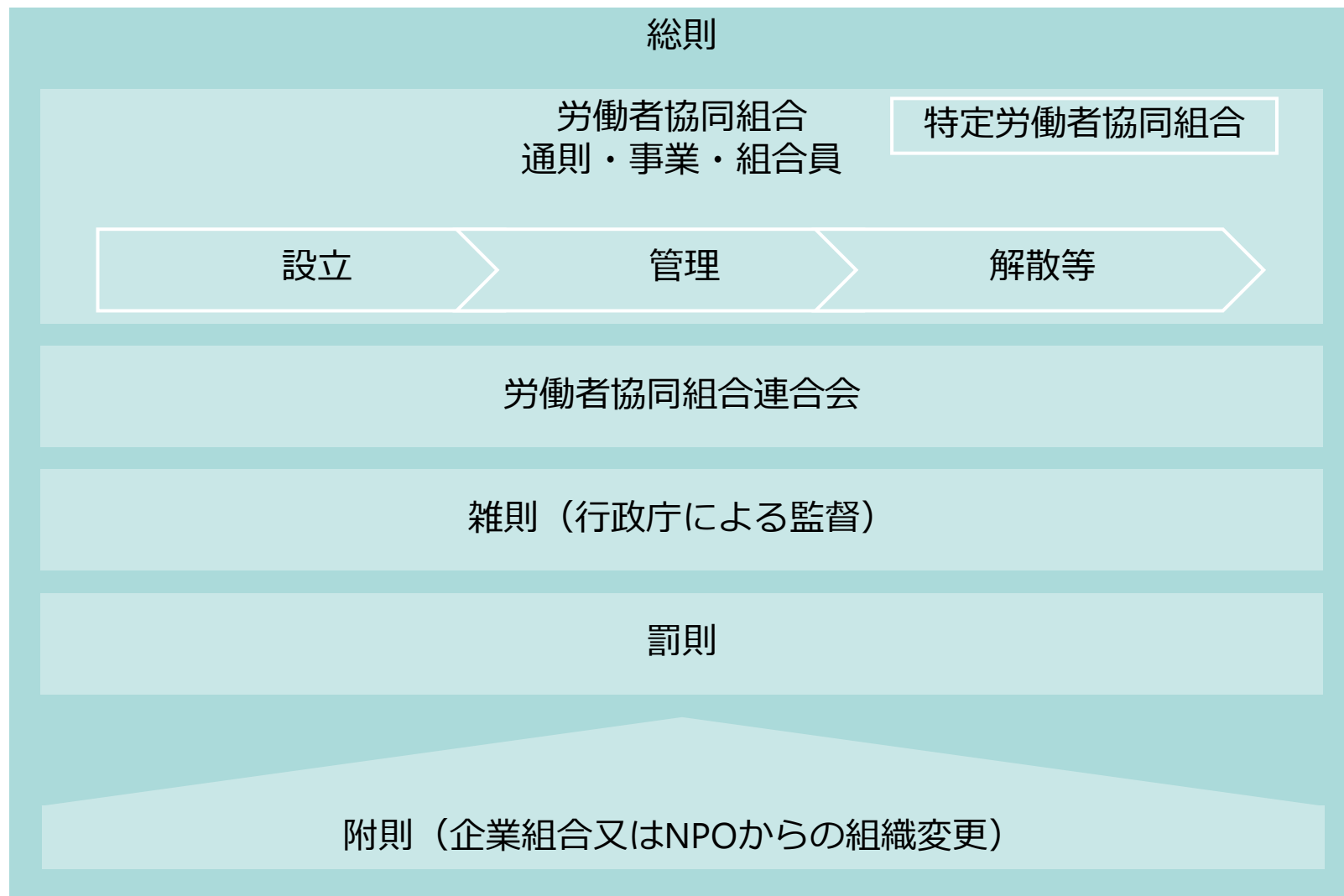
第四章 雑則 (第一百二十四条—第一百三十二条)

第五章 罰則 (第一百三十三条—第一百三十七条)

附則

(参考) 労働者協同組合法の全体像②

法律の構成イメージは以下の通りです。



法人格を得ることについて

労働者協同組合法に基づいて設立される団体は、新しい法人である「労働者協同組合」として認められます。

法人格取得の意義

- 法人の名義で契約を行うことや不動産などの財産の登記ができます。
- 法人の活動やガバナンス等の内容が法令によって定まっているため、取引や人材確保などの場面における社会的な信頼性が高まります。
- トラブルが生じた際に依るべき法令が明確となります。

Q & A

★ 法人格とは？

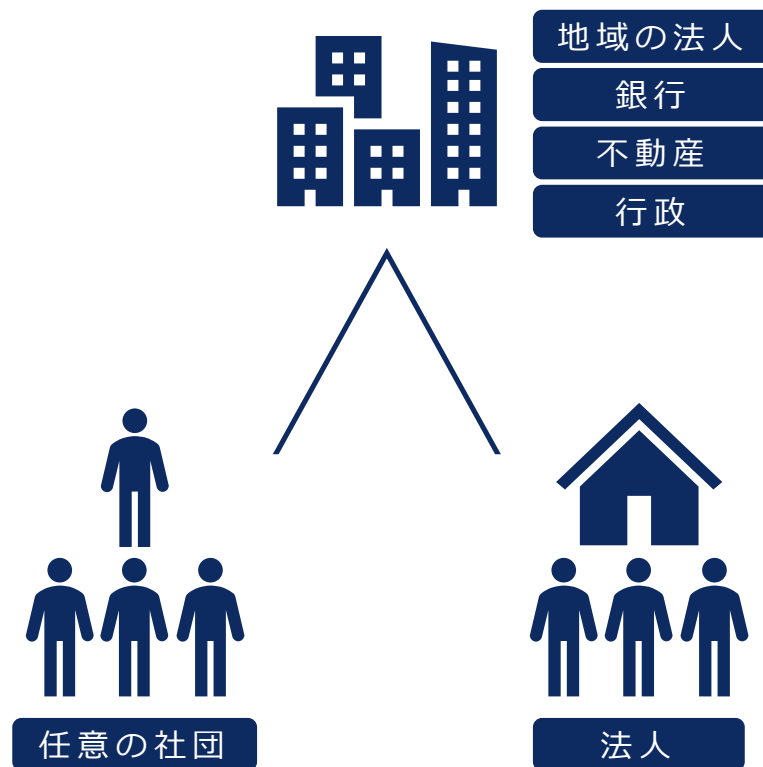
一定の目的をもって自然人が集まった団体を社団（財産が集まったものを財団）とといいます。

社団、財団のうち、自然人と同格の権利義務の帰属主体として法令に基づいて成立するものが法人です。

★ 準則主義とは？

法人の設立に関して、あらかじめ法律で定めた要件を満たせば当然に法人格を付与するものです。

(⇔ 許可主義、特許主義)



労働者協同組合と既存の法人制度

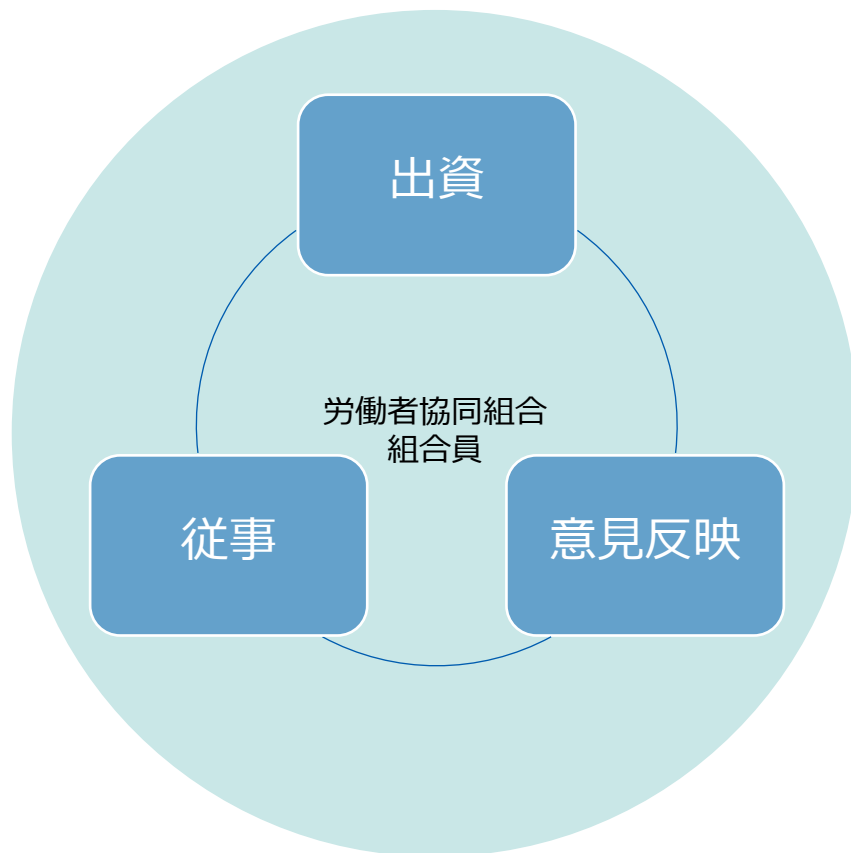
地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、**労働者協同組合は既存の法人制度と共存するもの**です。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動（20分野）	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（1）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （2）農業の経営 （3）（1）及び（2）に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄附	会費、寄附	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（1）の事業を行う場合に限る。） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

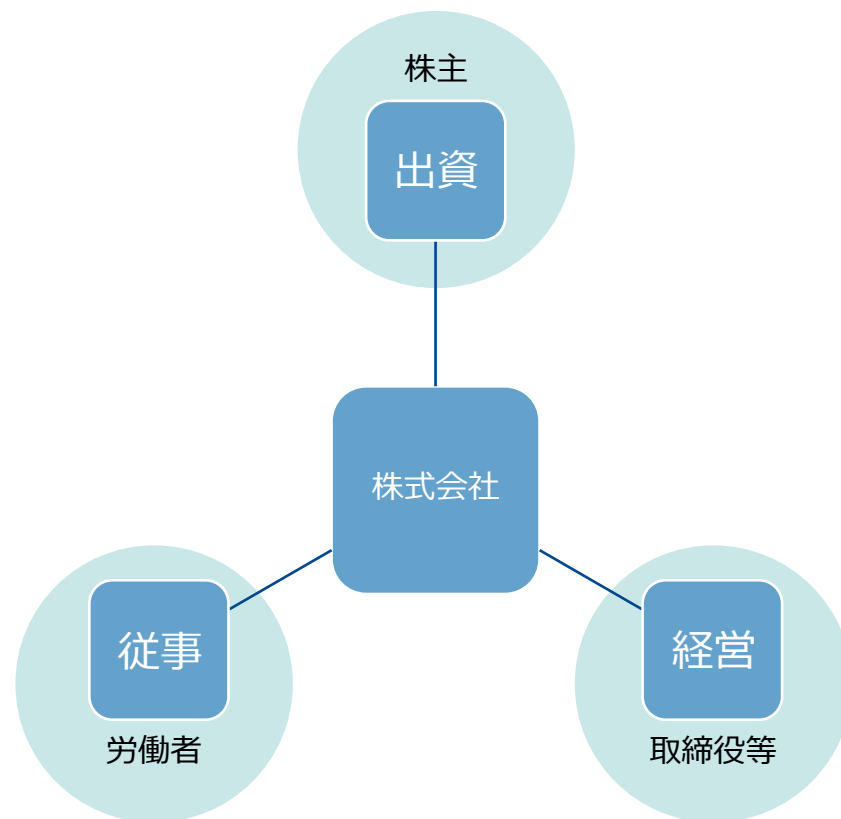
労働者協同組合の基本原則

労働者協同組合は、組合員による**出資**（出資原則）、組合員の**意見を反映した事業の運営**（意見反映原則）、**組合員自らその事業に従事**（従事原則）という基本原則に沿って事業が行われ、組合員がいずれにも関わることが特徴です。

労働者協同組合の例



株式会社の例



労働者協同組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

法第3条では労働者協同組合の基本原理その他の基準予備運営の原則が規定されています。

組合は、以下の**3つの基本原則**に従い事業が行われることを通じて、**持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするもの**でなければなりません。

- 一 組合員が出資すること。
- 二 その事業を行うに当たり**組合員の意見が適切に反映されること**。
- 三 組合員が**組合の行う事業に従事すること**。

また、そのほかに次の**5つの要件**を備えなければなりません。

- 一 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 二 第二十条第一項の規定に基づき、**組合員との間で労働契約を締結すること**。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、**出資口数にかかわらず、平等であること**。
- 四 組合との間で**労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること**。
- 五 剰余金の配当は、**組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと**。

その他、以下の内容が規定されています。

- ・ 組合は、**営利を目的としてその事業を行ってはならない**。（＝非営利性）
- ・ 組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、**特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない**。
- ・ 組合は、**特定の政党のために利用してはならない**。
- ・ 組合は、**暴力団等に該当しないものでなければならない**。

労働者協同組合の基本原則とその関係規定

	出資原則	意見反映原則	従事原則
基本原則の規定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組合員が出資すること（法第3条第1項第1号） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること（法第3条第1項第2号） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組合員が組合の行う事業に従事すること（法第3条第1項第3号）
趣旨を支える規定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組合員は出資1口以上を有しなければならないこと（法第9条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1組合員1議決権（法第11条第1項） ➤ 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること（法第3条第2項第4号） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組合員の資格は個人に限ること（法第6条）
具体化した規定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に組合員となること（法第12条第2項） ➤ 出資の払込みを怠ったことは除名事由であること（法第15条第2項第2号） ➤ 出資1口の金額・払込みの方法は絶対的定款記載事項であること（法第29条第1項第7号） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組合員の意見を反映させる方策を絶対的定款記載事項とすること（法第29条第1項第7号） ➤ 意見反映の実施の状況・結果を総会報告事項とすること（法第66条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総組合員の5分の4以上が事業に従事し、事業に従事する者の4分の3以上が組合員であること（法第8条第1項及び第2項） ➤ 長期間にわたって組合の行う事業に従事しないことは除名事由であること（法第15条第2項第1号）
その他関係規定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 持分の譲渡制限（法第13条） ➤ 理事は組合員でなければならないこと（外部理事の制限・法第32条第4項） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組合員による役員の改選請求（法第53条） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働契約の締結（法第20条第1項）

労働者協同組合法の主な特色①

組合の定款・組織・出資等

労働者協同組合の事業

事業体である労働者協同組合は、派遣事業を除いて事業の種類に制限なく事業を行うことができます。

行うことができる事業

★持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とした事業を行うこと

= 事業の種類としては**あらゆる事業が可能!**

注!ただし労働者派遣事業のみは
行うことができない事業として法定。

※許認可等が必要な事業についてはその法令の規制を受けます。

Q & A なぜ労働者派遣事業はできないのか?

労働者派遣事業は、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる事業であり、労働者協同組合の基本原理に反するため。

事業の例

障害福祉サービス業、生活困窮者支援事業、家事代行業、葬祭業、成年後見支援業、清掃業、一般貨物自動車運送事業、放置された荒廃山林を整備しキャンプ場経営、地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり など多種多様です。

非営利性

「営利を目的としない」という言葉は一般的に様々な意味があり、出資の持分比率に応じた剰余金の分配を目的としないという意味や、利益を追求しないことや収益事業を行わないといった意味で使われます。

労働者協同組合法においては前者の意味で用いられていて、出資配当はできません。

持続可能で活力ある地域社会の実現のために、**労働者協同組合自身が持続的な事業運営を行うための利益を生み出すことが肝要**です。

労働者協同組合の設立の流れ

労働者協同組合の設立の流れは以下の通りです。

発起人を3人以上集める

必要書面作成

定款、事業計画書、収支予算などを作成。

創立総会の公告・創立総会

創立総会の2週間前までに日時、場所、定款を公告。総会では、定款の承認のほか、事業計画書、収支予算の議決、役員（理事・監事）の選挙などを行う。

出資の払込み

代表理事は、組合員に第1回目の出資の払込みをさせる。

設立の登記（組合の成立）

法務局に設立の登記の申請をする。

成立の届出

登記後2週間以内に、行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届出。

事業開始の準備

社会保険・労働保険の加入、36協定・就業規則の届出、税務関係の届出などを行う。

事業の開始

労働者協同組合の成立の届出

労働者協同組合の指導監督は都道府県知事が行うことから、成立後、都道府県庁への成立の届出が必要です。

発起人を3人以上集める

必要書面作成

創立総会の公告・創立総会

出資の払込み

設立の登記（組合の成立）

成立の届出

事業開始の準備

事業の開始

労働者協同組合を設立された皆さま

重要!

労働者協同組合の設立登記後は
都道府県庁へ成立の届出が必要^{※1}です!

① 届出が必要なときは？

- ◇労働者協同組合
 - ・新規に設立したとき
 - ・企業組合又は特定非営利活動法人から労働者協同組合へ組織変更をしたとき^{※2}
- ◇労働者協同組合連合会
 - ・新規に設立したとき

② その場合の届出先は？

- ◇労働者協同組合
 - 主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ◇労働者協同組合連合会
 - 厚生労働大臣

③ 届け出る際に必要な書類は？

- 以下、4点をお持ちください。
- ・様式第1 労働者協同組合成立届書
or
様式第19 労働者協同組合連合会設立届書
 - ・登記事項証明書
 - ・定款
 - ・役員の名及び住所を記載した書面

④ いつまでに届け出ればよいの？

成立の日から2週間以内に届出を行ってください。

⑤ 届出をしないとどうなるの？

届出を怠ったときや、虚偽の届出を行ったときには過料が科せられる場合があります。

※1 上記①のとおり、労働者協同組合連合会の場合においては厚生労働省への届出が必要です。

※2 企業組合等から組織変更をしたときは、労働者協同組合の行政庁（届出先）のみならず、組織変更前の行政庁等に対して、遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。

〔企業組合からの組織変更の場合 中小企業等協同組合法第111条第1項第5号に規定する行政庁
・特定非営利活動法人からの組織変更の場合 特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁

労働者協同組合の定款

- ・労働者協同組合の定款には、他の法人と共通する事項のほかに、特徴的な事項の記載が求められています。
- ・なお、定款の作成や変更にあたっては認証手続を経る必要はなく、総（代）会の特別決議を要するのみです。

絶対的記載事項

定款への絶対的記載事項は以下の15項目。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事業を行う都道府県の区域
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払込みの方法
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立ての方法
- 十 就労創出等積立金に関する規定
- 十一 教育繰越金に関する規定
- 十二 組合員の意見を反映させる方策に関する規定
- 十三 役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定
- 十四 事業年度
- 十五 公告方法

組合が、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するという目的を持つことを踏まえ、その活動する区域を明らかにするものです。都道府県は一つに限定されるものではないため、全都道府県を記載することも可能です。

組合員のそれぞれの意見をどのように集めるのか、出てきた意見はどう集約していくのかといった点について、各組合の状況を踏まえて定めるものです。

例えば、会議において意見を集約するのであれば、開催方法、開催の時期・頻度、最終的な意思決定の方法など、日常的に意見を集約するのであれば、アンケートの実施や意見箱の設置などが具体的な方策として想定されます。

労働者協同組合に設置される機関

労働者協同組合の意思決定や業務の執行を行うために、総会、理事会等の機関が定められています。

総会又は総代会

- ・ 組合の基本原理を具体化する機関で、
組合における最高意思決定機関

※総代会は、総会に代わるもので、組合員によって選ばれた総代をもって構成。組合員総数が200人を超える組合のみ設置可能。

理事会

- ・ すべての理事で構成される業務執行機関

※理事は定数3人以上。組合員のなかから選任すること。

監事又は組合員監査会

- ・ 理事の業務の執行を監査する機関

※監事は定数1人以上。組合員以外の外部監事も選任可能。

※組合員監査会は、監事に代わるもので、理事以外の全ての組合員をもって構成。組合員総数が20人を超えない組合のみ設置可能。

総会議決事項と報告事項

- ・総会で議決を経なければならない事項、総会の場で理事が報告しなければならない事項が法定されています。
- ・議決事項に対して、組合員は出資口数にかかわらず、1人1個の議決権を行使します。

議決事項

①法定議決事項

(特別議決事項と以下の事項)

- ・規約の設定、変更又は廃止
- ・毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- ・組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡
- ・労働者協同組合連合会への加入又は脱退
- ・役員選挙又は選任
- ・組合員による役員解任請求
- ・決算関係書類の承認

②その他

- ・定款で定める任意事項

特別議決事項

総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要な事項は以下の7点です。

- ①定款の変更
- ②組合の解散又は合併
- ③組合員の除名
- ④事業の全部の譲渡
- ⑤一定の事情のもと、特定の組合員について出資口数持ち上限を超える承諾
- ⑥一定の役員に関する、役員組合に対する損害賠償責任の免除
- ⑦新設合併設立に関する事項

報告事項

総会の場において理事が報告しなければならない事項は以下の2点です。

①通常総会での報告事項

- ・各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果

②事由が生じた日後最初に招集される総会での報告事項

- ・就業規則の作成、変更の内容
- ・労働協約の締結の内容
- ・労働基準法第4章に規定する協定の締結又は委員会の決議の内容

労働者協同組合の基本原理の1つ「出資原則」

出資原則は、協同組合一般に見られる原則の一つです。

協同組合は、その目的に沿った事業を実施し、組合員自身の利益を増進することを目的にする組織です。そのため、共通の目的を持った人たちが、協同組合の設立、運営に必要な財産を自ら出資することとされています。

労働者協同組合においても、他の組合員とともに意見を出し合いながら働く場を組合員自身で作るという組合の性格に鑑み、全ての組合員が組合の事業に必要な財産的基礎について一定の拠出を行うべきこととされています。

基本原理	出資原則
趣旨を支える規定	➤ 組合員は出資1口以上を有しなければならないこと（法第9条第1項）
具体化した規定	➤ 引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に組合員となること（法第12条第2項） ➤ 出資の払込みを怠ったことは除名事由であること（法第15条第2項第2号） ➤ 出資1口の金額・払込みの方法は絶対的定款記載事項であること（法第29条第1項第7号）
その他の関係規定	➤ 持分の譲渡制限（法第13条） ➤ 理事は組合員でなければならないこと（外部理事の制限・法第32条第4項）

出資と持分

出資とは、組合の目的を達成するために、組合員の資格及び定款に基づいて、組合に対して行うべき財産等の給付です。組合の出資金は、株式会社における資本金と同様に、組合が事業を行うための資金となり、また、組合員に出資金自体を返還することは要しないため、組合の純資産として、債権者に対する担保力を充実させます。

組合員は出資口数に応じて、持分を取得することになります。この持分が、組合員の剰余金の従事分量配当請求権、持分払戻請求権、損失分担義務及び残余財産分配請求権といった出資を基礎とする財産的権利義務の根拠となります。

剰余金処分と従事分量配当

- ・組合は毎年度、剰余金処分（損失処理）案を作成して総会の承認を得なければなりません。
- ・労働者協同組合の健全な運営を確保するため、剰余金の一部は積立等することが義務付けられています。
- ・剰余金を組合員に配当する場合は、出資配当は行えず、従事分量配当でなければなりません。

法定処分

★利益準備金

出資総額の2分の1以上に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を積立

★就労創出等積立金

事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を積立

★教育繰越金

組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰越

法定外の任意処分

★従事分量配当

損失を補填し、法定の準備金及び繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはなりません。また、配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う必要があります。

★組合積立金（その内容を示す適当な名称を付す） ★次期繰越剰余金

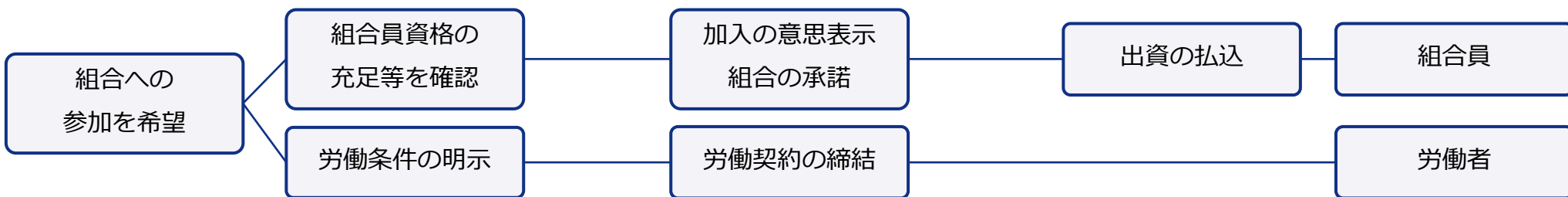


労働者協同組合法の主な特色②

剰余金処分・労働契約等

労働者協同組合への加入と労働契約の締結

- ・労働者協同組合は、代表理事・専任理事・監事（組合員監査会の業務のみに従事する者を含む。）を除き、**その行う事業に従事する組合員との間で、労働契約を締結しなければなりません。**
- ・労働契約を締結した組合員全員に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法等の労働関係法令が原則として適用されます。



任意加入

組合は、組合員としての資格を有する者が組合に加入しようとするとき、正当な理由がないにもかかわらず、その加入を拒否したり、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付したりしてはなりません（法第12条第1項）。

また、組合が加入を拒否することができる場合も、慎重に判断される必要があります。正当な理由の該当性については、法の趣旨を踏まえて限定的に判断されるべきものと考えられます。具体的に正当な理由に該当し得るのは、その者の加入を認めることで労働者協同組合の円滑な事業活動や組織運営に支障をきたすことが予想される場合などが考えられます。

組合員の地位と労働者の地位

組合員の地位と、労働者の地位は、本来は別々の地位ですが、組合員が組合の行う事業に従事することを基本原理の一つと位置付けていることから、二つの地位が密接に関連します。そのため、組合が特定の組合員との労働契約を終了させることを企図し、恣意的にその組合員を脱退させるといった事態を防ぐため、死亡による法定脱退を除き、組合員の脱退は、労働契約を終了させるものと解してはなりません（法第20条第2項）。

また、組合において組合員として権利を行使することを理由として解雇その他の労働関係上の不利益な取扱いをしてはなりません（法第21条）。

労働者協同組合法における労働契約の締結に関する留意点

労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針（令和4年厚生労働省告示第188号）（抄）

- 基本原理である「組合員自らが事業に従事する」の趣旨は、組合員が事業者であることを意味するものではなく、組合が事業者であり、個々の組合員は組合と労働契約を締結して組合の事業に従事する者であることに留意すること。
- 組合は、その事業に従事する組合員（組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員及び監事である組合員を除く。）を労働者として保護する観点から、組合員との間で、労働契約を締結しなければならないこと。
- このため、組合員には、労働基準法、最低賃金法、労働組合法等の労働関係法令が基本的に適用されることとなるが、これらの具体的な適用に当たっては、具体的な個々の実態に応じて、各労働関係法令に定める労働者に該当するか否か等が判断されるものであること。
- 組合は、組合に加入しようとする者を募集する際に、職業安定法の規定により、労働条件を明示しなければならないこと。その際、組合は、組合員との間で労働契約を締結しなければならないことについても明示すべきであること。
- 理事の職務のみを行うこととして組合との間で労働契約を締結していない理事を理事の職務以外の事業に従事させることは、法に違反するものであること。そのような理事を理事の職務以外の事業に従事させる場合には、当該理事との間で労働契約を締結することが必要であること。
- 組合の役員の定数については、理事は三人以上、監事は一人以上とする必要があること。各組合における役員の定数については、定款の必要的記載事項であり、組合自治の下、各組合において判断するものであること。ただし、組合の事業に全く従事しない専任理事が組合員の半数を占める等、極端に多くの組合員を役員にすることは、当該役員が、労働契約を締結することなく組合の事業に従事するおそれがあるため、総組合員数が少ない組合や組織運営の実情等やむを得ない理由のある組合を除き、役員の定数は総組合員数の一割を超えることがないようにすることが望ましいこと。
- 賃金は、労働契約に基づく労働の対価であるのに対し、剰余金は、組合が賃金等の経費を支払い、損失を補填し、利益準備金、就労創出等積立金及び教育繰越金を控除した後に、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて組合員に分配できるものであることから、賃金の支払いと剰余金の配当は全く異なるものであることに留意すること。
- また、賃金を不当に低く抑えることで剰余金を多くすることがないように、組合員の意見を反映させる方策等を通じて、各組合において、組合員が安心して生活できる水準の賃金を定めることが望ましいこと。

労働者協同組合の構成における労働契約・組合員監査会の留意点

- ・ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上（法第32条第2項）
- ・ 組合の構成は、**労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数**（法第3条第2項第4号）
- ・ 組合員監査会は理事以外の全ての組合員をもって組織し、**監査会員は3人以上でなければならない**（法第54条）
- ・ 代表理事、専務理事、監事及び監査会の職務の執行に関する事務のみを行う者は**労働契約を締結することができない**という点に留意が必要です。

組み合わせの例								
可否	総組合員数	労働契約締結組合員数 (③+⑤) / 総組合員数 (①+②+③+④+⑤)	組合員				非組合員	
			理事 (3名以上・代表理事及び専務理事は労働契約締結対象外・組合員のみ)		④監事 (1名以上・理事及び使用人の兼任不可・外部監事も可)	⑤理事及び監事以外の組合員 (使用人)	外部監事	
①代表理事 (1名以上)	②専務理事	③労働契約を締結する理事						
×	3名	1 / 3名	1名	1名	1名	0名	0名	1名
×	4名	2 / 4名	1名	0名	2名	1名	0名	0名
×	6名	3 / 6名	1名	1名	1名	1名	2名	0名

上記例の状況を解消する対応策

組合員数を増やして解消を図る対応策のほか、現員数で解消を図るためには以下の対応策が考えられます。

- 組合員数3名の場合・・・労働契約を締結する理事の数を2名とすること、かつ、外部監事を選任すること
- 組合員数4名の場合・・・労働契約締結組合員数を3名とすること、かつ、外部監事を選任すること
- 組合員数6名の場合・・・労働契約締結組合員数を4名以上とすること、また、組合員監査会を設置する場合は理事及び監事以外の組合員数を3名とすること

労働者協同組合の構成における労働契約・組合員監査会の留意点

組合の構成は、**労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数**を有すること（法第3条第2項第4号）

組合員監査会は理事以外の全ての組合員をもって組織し、**監査会員は3人以上**でなければならないこと（法第54条）に留意。

組み合わせの例

※赤枠内の者は労働契約を締結できない！！

可否	総組合員数	労働契約締結組合員数 (③+⑤) / 総組合員数 (①+②+③+④+⑤)	組合員					非組合員		
			理事（3名以上・代表理事及び専務理事は労働契約締結対象外）					④監事（1名以上・理事及び使用人の兼任不可・外部監事も可）	⑤理事及び監事以外の組合員（使用人）	外部監事
			①代表理事（1名以上）	②専務理事	③労働契約を締結する理事					
○	3名	2 / 3名	1名	0名	2名	0名	0名	1名		
×	3名	1 / 3名	1名	1名	1名	0名	0名	1名		
○	4名	3 / 4名	1名	0名	2名	0名	1名	1名		
×	4名	2 / 4名	1名	0名	2名	1名	0名	0名		
○	4名	3 / 4名	1名	0名	3名	0名	0名	1名		
×	4名	1 / 4名	1名	1名	1名	1名	0名	0名		
○	5名	4 / 5名	1名	0名	2名	0名	2名	1名		
○	5名	3 / 5名	1名	0名	2名	1名	1名	0名		
○	5名	4 / 5名	1名	0名	3名	0名	1名	1名		
○	5名	3 / 5名	1名	0名	3名	1名	0名	0名		
×	5名	2 / 5名	1名	1名	1名	1名	1名	0名		
○	5名	3 / 5名	1名	1名	1名	0名	2名	1名		
×	5名	2 / 5名	1名	2名	0名	0名	2名	1名		
○	6名	5 / 6名	1名	0名	2名	0名（組合員監査会）	3名	0名		
○	6名	4 / 6名	1名	0名	2名	1名	2名	0名		
×	6名	5 / 6名	1名	0名	3名	0名（組合員監査会）	2名	0名		
○	6名	4 / 6名	1名	1名	1名	0名（組合員監査会）	3名	0名		
○	6名	4 / 6名	1名	1名	1名	0名	3名	1名		
×	6名	3 / 6名	1名	1名	1名	1名	2名	0名		
×	6名	3 / 6名	1名	2名	0名	0名（組合員監査会）	3名	0名		
×	6名	3 / 6名	1名	2名	0名	0名	3名	1名		

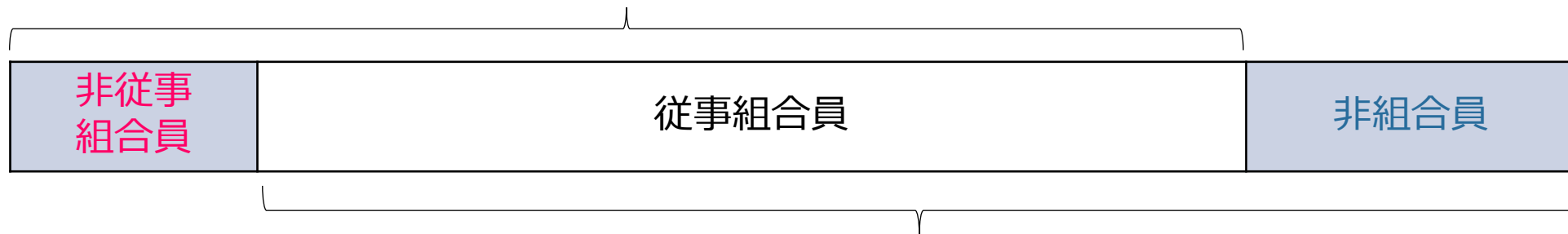
労働者協同組合の従事原則と人数要件

「組合員が組合の行う事業に従事すること」という基本原理を踏まえれば、全ての組合員が組合の行う事業に従事すること、また、組合の行う事業に従事する者は全員が組合員であることが適当です。

しかし、実際の必要性に鑑み、基本原理を損なわない範囲内で組合の事業活動に柔軟性を持たせています。

組合員（組合員のうち5分の4以上が従事者）

⇒育児や介護等の家庭の事情によって当分事業に従事できなくなるなど、事業に従事する意思はあるものの一時的に従事することができない者が存在することが想定されるため。



従事者（従事者のうち4分の3以上が組合員）

⇒事業の繁忙期における人手不足などで、一時的に非組合員を事業に従事させる必要が生じることが想定されるため。

⇒組合の事業に従事しながら分割で出資の払込みを行い、組合員になろうとする者が出てくることを想定されるため。

労働者協同組合法の主な特色③

特定労働者協同組合・組織変更等

労働者協同組合法の一部改正について

令和4年度税制改正の大綱における内容を受け、非営利性を徹底した新類型（特定労働者協同組合）を設けるための法改正が必要となり、労働者協同組合法の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）が令和4年6月17日に公布されました。

○令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）（抄）

法人課税

労働者協同組合法の改正を前提に、剰余金の配当が行われないこと、解散時の残余財産について組合員からの出資額を超える金額が国等又は同種の法人へ帰属すること等が担保された労働者協同組合（以下「特定組合」という。）が創設される場合には、特定組合について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とするほか、公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取扱いを適用する。

上記を受け、以下の法改正



○労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）（令和4年6月17日公布）

- 都道府県知事は、以下の要件を満たす労働者協同組合を、特定労働者協同組合として認定する。
 - 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがある。
 - 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがある。
 - ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがない。
 - 各理事の親族等の関係者が理事総数の3分の1以下である。
- その他、必要な書類の提出と公開、外部監事の設置、認定の取消し、罰則等について所要の規定を設けるとともに、税制上の措置を講ずる。

特定労働者協同組合等に付加される規則について

特定労働者協同組合は、通常の組合に適用される規則に加えて、一定の事項を遵守しなければなりません。

なお、特定労働者協同組合であっても、行うことのできる事業の種類は通常の組合と同様です。

特定労働者協同組合等に付加される規則

- ① 特定労働者協同組合は、剰余金の配当をしてはならないこと（法第94条の15）。
- ② 特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの3月以内に、以下の書類（＝報酬規程等）を作成し、主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間、備え置かなければならないこと（法第94条の12）。
 - ・ 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程
 - ・ 前事業年度の役員名簿
 - ・ 役員に対する報酬の支給の状況
 - ・ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- ③ 特定労働者協同組合は、報酬規程等、定款、貸借対照表又は損益計算書の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないこと（法第94条の12第5項）。
- ④ 特定労働者協同組合は、毎事業年度1回、報酬規程等を行政庁に提出しなければならないこと（法第94条の13）。
- ⑤ 都道府県知事は、特定労働者協同組合から提出を受けた報酬規程等、貸借対照表若しくは損益計算書（過去5年間に提出を受けたものに限る。）又は定款について閲覧又は謄写の請求があったときは、これらの書類（役員名簿については、これに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならないこと（法第94条の14）。
- ⑥ 特定労働者協同組合は、外部監事を置かなければならないこと。監事の代わりに監査会を設置することができる規則は、特定労働者協同組合には適用されないこと（法第94条の11）。
- ⑦ 解散時の残余財産の分配は、特定労働者協同組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、その出資額を限度として、出資口数に応じて分配し、なお残余財産がある場合、その財産は、定款で定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属させること（法第94条の17）。
- ⑧ 都道府県知事は、特定労働者協同組合が一定の事由に該当するときは、認定を取り消すこと（法第94条の19第）

特定労働者協同組合等の税制

	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合	企業組合
根拠法	特定非営利活動促進法	労働者協同組合法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法
法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人	普通法人
法人税の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税	全ての所得に課税
法人税率	<ul style="list-style-type: none"> 年800万円以下の部分 →15% 年800万円超の部分 →23.20% 	<ul style="list-style-type: none"> ○資本金1億円以下の法人 <ul style="list-style-type: none"> 年800万円以下の部分 →15% 年800万円超の部分 →23.20% ○上記以外の法人 →23.20% 	<ul style="list-style-type: none"> ○資本金1億円以下の法人 <ul style="list-style-type: none"> 年800万円以下の部分 →15% 年800万円超の部分 →23.20% ○上記以外の法人 →23.20% 	<ul style="list-style-type: none"> ○資本金1億円以下の法人 <ul style="list-style-type: none"> 年800万円以下の部分 →15% 年800万円超の部分 →23.20% ○上記以外の法人 →23.20%
寄附金に係る措置	あり	なし	なし	なし
法人住民税(均等割)	最低税率	最低税率	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。

法人住民税（均等割）の概要

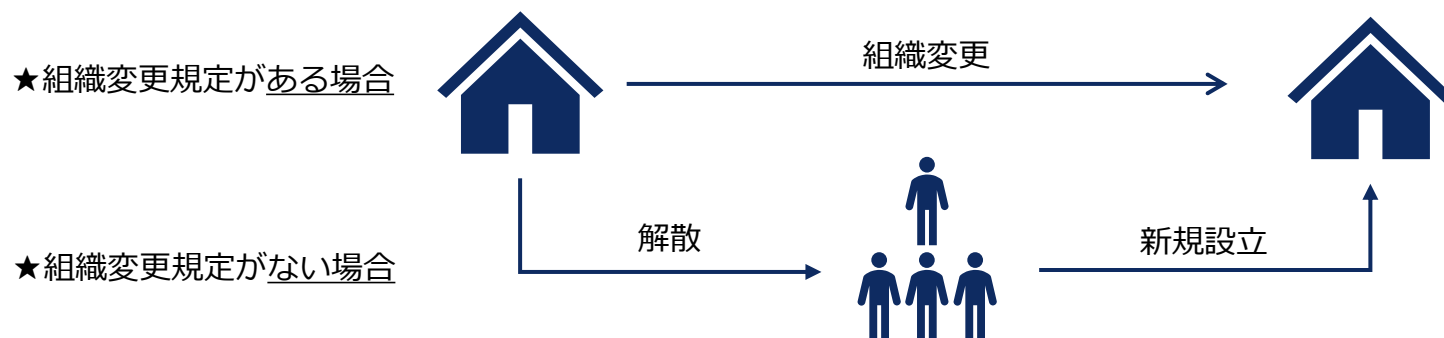
項目	内容				
税率	均等割	資本金等の金額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割	
		50億円超	80万円	従業者数 50人超	従業者数 50人以下
		10億円超 50億円以下	54万円	300万円	41万円
		1億円超 10億円以下	13万円	175万円	16万円
		1千万円 超 1億円以下	5万円	40万円	13万円
		1千万円以下	2万円	15万円	5万円
				12万円	5万円

* NPO法人及び人格のない社団等は最低税率が適用されるため、都道府県民税2万円、市町村民税5万円となります（地法52①表1、312①表1）。

企業組合やNPO法人から労働者協同組合への組織変更

労働者協同組合法においては、法施行日から3年以内に限り、現に活動する企業組合又はNPO法人が、労働者協同組合に組織変更を行うことが認められています（法附則第4条）。

法人格の変更の方法の一つである組織変更とは、「会社、組合その他の法人が、解散及び新規設立を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根拠を異にする別種の法人となることをいう」と考えられています（学陽書房「法令用語辞典 第10次改訂版」）。



Q & A

組織変更が認められている「現に活動する企業組合又はNPO法人」の「現に活動する」とはどのような意味ですか？

労働者協同組合法が施行された令和4年10月1日時点で既に活動していることを意味します。これらの法人は令和7年9月30日までに労働者協同組合へ組織変更することが認められています。

労働者協同組合連合会について

労働者協同組合連合会は、個別の労働者協同組合（特定組合を含む。）又は他の連合会を会員とします（法第99条）。

その事業は、会員の指導、連絡及び調整に関する事業であり（法第100条）、個別の労働者協同組合のように、実際の事業を行うものではありません。これに違反した場合には、罰則が課せられます（法第136条1項26号）。事業の具体例としては、財務会計、労務管理等に係る統一ひな形の作成、共通のロゴマークの作成、組合制度の発展のためのセミナー開催などが想定されます。また、改正法を踏まえ、認定基準に適合した定款や特定組合が作成すべき書類の作成支援などを行うことも想定されます。

連合会は、出資連合会か非出資連合会かを選択し、出資連合会であれば会員に出資させなければなりません（法第105条2項）。なお、出資連合会における剰余金の配当は、利用分量の割合に応じて行われます（利用分量配当。法第121条2項）。連合会の役員は、5人以上の理事、2人以上の監事であり（法第114条）、連合会の機関は、理事会（法第116条）、総会（法第119条）とされています。連合会は、総会の決議、解散の命令、会員がいなくなったこと等の場合に解散します（法第122条）。

労働者協同組合法（抄）（令和2年法律第78号）

第3章 労働者協同組合連合会

（人格及び住所）

第95条 労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、法人とする。

（会員の資格）

第99条 連合会の会員たる資格を有する者は、組合又は連合会であって定款で定めるものとする。

（事業）

第100条 連合会は、会員の指導、連絡及び調整に関する事業を行うものとする。

（出資）

第101条 連合会は、定款で定めるところにより、会員に出資をさせることができる。

（会員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第102条 第十条（会員に出資をさせない連合会（以下この章において「非出資連合会」という。）の会員名簿にあっては、同条第一項第三号を除く。）の規定は、連合会の会員名簿について準用する。

（議決権及び選挙権）

第103条 会員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、会員たる組合の組合員数に基づいて、定款で別段の定めをすることができる。

（経費の賦課）

第104条 連合会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

（加入）

第105条 （略）

2 会員に出資をさせる連合会（以下この章において「出資連合会」という。）に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき連合会の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に会員となる。

（剰余金の配当）

第121条で準用する第77条 （略）

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業の利用分量の割合に応じてしなければならない。

労働者協同組合又は連合会の届出義務と行政庁の監督権限

労働者協同組合又は連合会（以下「組合等」という。）には、行政庁に対して定款変更等の届出義務が課されています。また、行政庁は必要に応じて組合等に対して監督指導を行うことができることとされています。

組合等の主な届出義務

成立届出	組合等は、 成立の日から2週間以内 に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の氏名及び住所を行政庁に届け出なければならない。
役員の変更届出	組合等は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、 その変更の日から2週間以内 に、行政庁にその旨を届け出なければならない。
定款の変更届出	組合等は、定款を変更したときは、 その変更の日から2週間以内 に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。
決算関係書類等の提出	組合等は、毎事業年度、 通常総会の終了の日から2週間以内 に、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。
特定労働者協同組合の報酬規程等の提出	特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、 毎事業年度1回 、報酬規程等を行政庁に提出しなければならない。

行政庁の主な監督権限

報告徴取	行政庁は、組合等から、当該組合等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、 定款又は規約を守っているかどうかを知るために必要な報告 を徴取することができる。
検査	行政庁は、組合等の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合等の運営が著しく不当である 疑いがあると認めるときは、当該組合等の業務又は会計の状況を検査 することができる。
改善措置命令	行政庁は、 報告聴取や検査の結果 、組合等の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反し、又は組合等の運営が著しく不当であると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて 必要な措置をとるべき旨 を命ずることができる。
停止・役員改選命令	行政庁は、 改善措置命令に従わないときは 、期間を定めて、 業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選 を命ずることができる。
解散命令	行政庁は、 業務停止・役員改選命令に違反したとき 又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始しない等のときは、 解散を命ずる ことができる。

労働者協同組合に少しでもご関心いただけましたら、是非とも以下をご活用ください。

- ①労働者協同組合特設サイト
- ②労働者協同組合に関するフォーラム
- ③労働者協同組合立ち上げや移行等に関する相談窓口

詳しくは専用サイトで

知りたい！労働者協同組合法 →
<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



知りたい！労働者協同組合法

検索

文字サイズ変更

標準

大

最大

ホーム 労働者協同組合法とは 労働法規・会計 設立の流れ フォーラム よくある質問 好事例 資料ダウンロード



労働者協同組合法 相談窓口

0120 - 237 - 297

令和4年度 労働者協同組合法周知フォーラム



令和4年厚生労働省協同組合法周知フォーラムについては、当省公式Youtubeにてご覧いただけます！

チャンネル内「労働者協同組合」で検索！！

フォーラム会場、事例紹介の様子

